募集要項

オール新見!公募型まちづくり事業

新見市 総務部 協働推進課

〒718-8501 新見市新見 310 番地 3 TEL:0867-72-6143 FAX:0867-72-6181 kyoudou@city. niimi. okayama. jp

オール新見!公募型まちづくり事業 募 集 要 項

1 趣旨

本市は、「新見市まちづくり基本条例」の規定に基づく住民自治を基本とした協働によるまちづくりを推進しており、「市民と行政が対等なパートナーとしてまちづくりに参画し、ともに考え、ともに行動していくこと」が重要だと考えています。

この事業は、「民間」の柔軟な発想や専門性と「行政」が持つノウハウなど互いの知恵と力を合わせた市民との協働を推進するため、地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、地域団体等が自ら企画実施する事業を公募し、提案団体へモデル的に委託して実施するものです。

実施後は、事業効果を検証するとともに、高い成果が認められる取組については市内全域への拡大を図ります。

市民のみなさんが行政施策の一翼を担っていただくことで、オール新見による協働のまちづくりが促進されるよう取り組むものです。

2 対象となる事業

募集テーマに沿って地域団体等が自ら企画・実施する次の事業

- (1)地域創生や地域活性化が期待される事業であって、協働で実施することにより地域課題の解決が図られる事業
- (2) 具体的な効果や成果が期待でき、地域力の向上が図られる事業

3 募集テーマ

■テーマ1 優れた地域資源の活用

●新見市の強みを活かした地域活性化につながる事業

【具体例】

- ・地域食材を活用した新メニューの開発・提案
- ・新見の食、生活、自然が体感できる農家民宿、農家レストランの開設・運営
- ・歴史、伝統、文化の掘り起こしや伝承など、地域文化を活用した取組
- ・特産品の開発、特産物の6次産業化、女性の視点を活かしたスイーツや土産品の開発など、ブランド力の向上につながる取組

■テーマ2 人づくりと人材の活用

●子どもや若者が健やかに育ち、子どもから大人まですべての世代の活躍につながる事業

【具体例】

- ・子どもや若者の地域に対する誇りや愛着心を育む取組(小中学校での「ふるさと学習」など)
- ・地域人材を活用した「無料塾」の開講
- ・雪下ろしなどの生活支援などに取り組むボランティア組織の設立・運営

■テーマ3 交流・定住による活性化

●安全で安心して暮らせる環境づくりや魅力的なまちづくりなど、移住・定住につながる事業

【具体例】

- ・移住・定住希望者への情報提供・体験会や、物件掘り起こしなどの空き家対策
- ・異文化の体験や地域が持つ魅力の再発見につながる市外他地域との交流事業

■テーマ4 自由テーマ

●上記テーマに該当しないもので、「地域課題解決」や「地域力の向上」につながる事業

【具体例】

- ・交通空白地での運送事業や買い物支援など、地域コミュニティ活性化事業
- ・商店街活性化事業(空き店舗マップの作成や、空き店舗を活用したチャレンジショップなど)
- ・積雪により孤立する恐れがある高齢者宅の除雪事業
- ・地域防災力の向上につながる事業 など

4 事業要件

以下の要件を全て満たしているものとし、1団体につき1事業が提案できるものとします。

- (1) 提案団体が実施主体となる事業であること。
- (2) 年度末までに企画提案を行った事業が完了する単年度事業であること。
- (3) 本市が実施中または実施予定の事業と重複した事業でないこと。
- (4) 事業費の見積が適正であること。
- (5) 先進性、先駆性が認められ、他の模範となる事業であること。

【対象外事業】

上記の要件を全て満たしても、下記に該当する事業は対象外とします。

- (1) 市等から他の補助金等を受ける事業
- (2) 宗教または政治活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 特定の個人のみが利益を受ける事業
- (5) 施設整備(施設の整備や修繕等)のみを目的とする事業

5 対象地域団体等

応募できる地域団体等は、以下に掲げる要件を全て満たした団体とします。

- (1) 次のいずれかに該当する者が2人以上で構成する団体であること。
 - ア 本市内に住所を有する者
 - イ 本市内に勤務する者
 - ウ 本市内の高校、短大、大学、その他の各種学校等に在学している者
- (2) 市内に活動拠点があり、組織運営のための規約や会則等を有する、営利を目的としない団体であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)で定める会社でないこと。
- (4) 構成員が市税等を滞納していないこと。
- (5) 構成員が新見市暴力団排除条例(平成23年新見市条例第32号)第2条第3号 に規定する暴力団員等でないこと。

【対象外団体】

なお、上記の要件を全て満たしていても、次に該当する団体は提案団体となることが できません。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- (2)他の提案団体の責任者となっている者が責任者である団体

6 審査選考

審査選考は以下の順序に従って実施します。

(1)審査会

提案のあった事業について、市民協働推進事業審査会で審査します。この際、提 案団体自ら事業内容について説明していただきます。

(2) 審査結果の市長への報告

市民協働推進事業審査会は提案団体からの聴取結果、提案書、市担当課からの意見書等を総合して、審査結果について市長に報告します。

7 事業採択

市民協働推進事業審査会から出された審査結果をもとに、市長が採択する事業を決定します。また、実施内容や必要経費など市担当課と協議のうえ調整いただきます。(採択された提案事業については市のホームページ等で公表します。)

8 必要経費の交付

事業の実施に直接必要な経費の全額を委託料として支払います(限度額100万円/ 事業)。なお、以下に掲げる経費は対象外となります。

- (1)経常的な団体・施設等の運営に関する経費
- (2) 不動産の取得に要する経費
- (3) 施設整備費(施設の整備や修繕等に要する経費)の一部
 - ※1:対象となるのは、施設整備費の1/2以内で50万円を限度とする。
 - ※2:事業実施後、3年間継続して同様の事業を継続しない場合、当該委託料相 当額の返還を求める場合がある。
- (4) 備品購入費
- (5) 支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) 事業に直接関係しない経費
- (7) 市長が社会通念上適切でないと認めた経費(構成員の食糧費等)

9 提出書類

所定の用紙に、(6)から(10)までに掲げる書類を添えて提出して下さい。

- (1) 企画提案書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体概要書(様式第4号)
- (5) 資格要件に関する申出書(様式第5号)
- (6) 団体の定款、規約、会則またはこれに代わるもの(任意様式)
- (7)団体の構成員名簿及び役員名簿(任意様式)
- (8) 前年度活動報告書(任意様式)
- (9) 前年度収支決算書(任意様式)
- (10) その他参考となる資料

10 提出方法

平成30年5月10日(木)まで(必着)に新見市役所協働推進課まで持参してください。(提出にあたっては、必ず、事前に協議いただきますようお願いします。)

11 事業採択後の手続

事業採択後は市と提案団体間でそれぞれの役割分担及び事業内容を明確にした委託契約を締結した後、事業開始となります。なお、契約手続きなどの詳細については、採択後に通知します。

12 事業報告書の提出及び事業報告会の開催

委託業務完了後は別に指定する期日までに関係書類を添えて事業報告書を提出するものとします。また、別途開催する「事業報告会」において、提案団体は、事業を実施した成果や効果などを報告していただきます。

13 その他

- ・前年度に企画提案のうえ実施した事業について、12により提出された事業報告書及び事業報告会において報告された成果や効果等を踏まえ、翌年度においても継続的に提案事業を実施することで、事業の成果等が大幅に増大するなど、適当と認められる場合においては、翌年度の継続実施を認めるものとします。
- ・前述の場合において、事業の継続実施を希望する提案団体は、別に通知する期日までに、9に規定する提出書類一式を作成のうえ、提出してください。この場合、8に規定する委託料として交付する限度額は、50万円が上限となります。

※この「募集要項」は、新見市ホームページにも掲載しています。

【事務局】

〒718-8501 新見市新見 310 番地 3 新見市 総務部 協働推進課

TEL: 0867-72-6143 FAX: 0867-72-6181 kyoudou@city. niimi. okayama. jp